

手数料納付書請求書（宅建士新規登録・宅建士登録移転）

申請予定者住所	（〒 — ）
氏名	

次の手数料納付に必要な納付書を送付してください。

必要な納付書の種類 (□にチェックを入れる)	<input type="checkbox"/>	宅地建物取引士新規登録 (37,000 円)
	<input type="checkbox"/>	宅地建物取引士登録移転（宅建士証なし） (8,000 円)
	<input type="checkbox"/>	宅地建物取引士登録移転（宅建士証あり） (登録移転 8,000 円＋宅建士証交付 4,500 円) (注) 現在有効な宅建士証（主任者証）をお持ちの方に限ります。

※送付先住所、氏名を明記し、必要な額の切手を貼付した返信用封筒(長型3号サイズ以上)を同封してください。切手については長型3号(定型)の場合は82円、それより大型の封筒(定型外)の場合は120円。

なお、定型封筒の場合は、納付書をミシン目で折り曲げた状態での封入となります。

○提出先（申請予定者の住所地を管轄する事務所に提出してください。）

・宅建士新規登録

管轄区域	事務所名	所在地
県外	広島県土木建築局建築課 宅建業グループ	〒730-8511 広島市中区基町 10-52
県外 広島市、大竹市、廿日市市、 安芸高田市、江田島市、 安芸郡、山県郡	西部建設事務所 建設業課	〒732-0816 広島市南区比治山本町 16-12
呉市	西部建設事務所呉支所 管理課	〒737-0811 呉市西中央 1-3-25
竹原市、東広島市、豊田郡	西部建設事務所東広島支所 管理課	〒739-0014 東広島市西条昭和町 13-10
三原市、尾道市、福山市、 府中市、世羅郡、神石郡	東部建設事務所 管理課	〒720-8511 福山市三吉町 1-1-1
三次市、庄原市	北部建設事務所 管理課	〒728-0013 三次市十日市東 4-6-1

・宅建士登録移転（他県→広島県）

広島県土木建築局建築課 宅建業グループ 〒730-8511 広島市中区基町 10-52